「納税準備預金規定」新旧対照表

現行	改正後
1～15.【現行どおり】	1～15.【現行どおり】 16.（商品廃止） 当該商品はホームページで公表することで商品廃止を行うことができる。また廃止日以降、当行所定の普通預金口座として扱うことができるものとする。

以上